

福井県報

第 2931 号
平成 30 年
6 月 15 日 (金)
火・金曜日 発行
1 月 1,800 円郵送料共

指示

四 次

〔～指示 (111〇-11～11〇-14) ……八

福井県海区漁業調整委員会指示

○福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第

五条の二第二項および第五条の三第一項の規定に基づく補償基礎額の最低限度額および最高限度額

二項の規定に基づく補償基礎額の最高限度額および最高限度額 (117-117-1人企画課) ……1

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定 (117-1・長寿福祉課) ……1

○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定 (117-1・同) ……1

○道路の区域の変更 (117-4、117-5・道路保全課) ……1

○住宅確保配慮者居住支援法人の指定 (117-6・建築住宅課) ……1

公告

○土地改良区の役員の退任 (嶺南振興局) ……1

○土地改良区の役員の就任 (同) ……1

○政府調達に関する協定の適用を受けた調達契約に係る一般競争入札の実施 (警察本部科学捜査研究所) ……1

公安委員会指示

○遊泳者保護区域の指定 (八四・地域課) ……5

福井海区漁業調整委員会指示

○漁業法第六十七条第一項の規定に基

四
四

福井県告示第271号

福井県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和42年福井県条例第33号) 第5条の2第2項および第5条の3第2項の規定に基づき、補償基礎額の最低限度額および最高限度額を次のように定め、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額および適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額および適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

平成30年6月15日

福井県知事 西川 一誠

年齢階層

最低限度額

最高限度額

20歳未満	4,748円	13,284円
20歳以上 25歳未満	5,377円	13,284円
25歳以上 30歳未満	5,967円	14,255円
30歳以上 35歳未満	6,304円	17,353円
35歳以上 40歳未満	6,673円	19,286円
40歳以上 45歳未満	6,926円	21,393円
45歳以上 50歳未満	7,020円	23,905円
50歳以上 55歳未満	6,812円	25,257円
55歳以上 60歳未満	6,313円	24,859円
60歳以上 65歳未満	5,142円	19,726円
65歳以上 70歳未満	3,930円	15,291円
70歳以上	1,328円	

福井県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第

41条第1項に規定する指定居宅サービス事

業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称

サンシャインゆり 特定施設入居者生活介護

事業所の所在地

坂井市春江町本堂27号1番地1

事業者の名称

社会福祉法人坂井来春会

指定年月日

平成30年6月1日

サービスの種類

特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号

1871701130

福井県告示第273号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称

サンシャインゆり 特定施設入居者生活介護

事業所の所在地

坂井市春江町本堂27号1番地1

事業者の名称

社会福祉法人坂井来春会

指定年月日

平成30年6月1日

サービスの種類

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険事業所番号

福井県告示第274号

主要地方道丸岡川西線の下記区間ににおいて、道路改良工事に伴い、道路の区域の変更をしたので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、平成30年6月15日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川 一誠

道路種類 路線名	新旧別 区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)	主要地方道 線
丸岡川西線	坂井市丸岡町今福10字7番1から 坂井市坂井町福島22字国山田10番2地先 まで	101 ~ 48.3	3.513.1	

福井県告示第275号

主要地方道丸岡インター線の下記区間ににおいて、道路改良工事に伴い、道路の区域の変更をしたので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および三国土木事務所において、平成30年6月15日から20日間一般の縦覧に供する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川 一誠

事業所の名称

サンシャインゆり 特定施設入居者生活介護

事業所の所在地

坂井市春江町本堂27号1番地1

事業者の名称

社会福祉法人坂井来春会

指定年月日

平成30年6月1日

道路種類 路線名	新旧別 区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)

丸岡イニタ線 新から	坂井市丸岡町今福10 字107番地先まで	坂井市丸岡町八ツ口4 9字北八ツ口13番1	坂井市丸岡町今福10 字107番地先まで	坂井市丸岡町八ツ口4 9字北八ツ口13番1	坂井市丸岡町今福10 字107番地先まで
丸岡イニタ線 旧から	坂井市丸岡町今福10 字107番地先まで	坂井市丸岡町八ツ口4 9字北八ツ口13番1	坂井市丸岡町今福10 字107番地先まで	坂井市丸岡町八ツ口4 9字北八ツ口13番1	坂井市丸岡町今福10 字107番地先まで
主要地方道 丸岡イニタ線 旧	15.9 ~ 22.6	15.0 ~ 15.1	15.1	15.0 ~ 238.3	15.0 ~ 240.0
主要地方道 丸岡イニタ線 旧	240.0	238.3	240.0	238.3	240.0

福井県告示第276号

住宅確保配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川一誠

1 住宅確保配慮者居住支援法人の名称および住所

株式会社ケア・フレンズ

2 支援業務を行う事務所の所在地
福井市松本二丁目25-16

△

■

美浜山上土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の方が平成30年3月6日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年6月15日 福井県知事 西川一誠
役員名 氏名 住 所
理 事 石丸 三津夫 美浜町山上67-41
” 角森 隆夫 ” 佐田56-22
” 石丸 好通 ” 山上49-1
” 橋詰 歳継 ” 山上50-19
” 田邊 昭一 ” 山上66-14
” 中道 健三 ” 佐田49-20
” 辻原 照夫 ” 佐田50-28
” 岡部 哲章 ” 佐田69-13
” 清水 忍 ” 坂井14-5
監 事 辻井 雅之 ” 佐田50-37
” 石丸 晴夫 ” 山上50-10

和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の方が平成30年3月6日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川一誠

役員名 氏名 住 所
理 事 石丸 三津夫 美浜町山上67-41
” 角森 隆夫 ” 佐田56-22
” 石丸 好通 ” 山上49-1
” 橋詰 歳継 ” 山上50-19
” 田邊 昭一 ” 山上66-14
” 中道 健三 ” 佐田49-20
” 辻原 照夫 ” 佐田50-28
” 岡部 哲章 ” 佐田69-13
” 清水 忍 ” 坂井14-5
監 事 辻井 雅之 ” 佐田50-37
” 石丸 晴夫 ” 山上50-10

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達（賃貸借契約）をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
ガスクロマトグラフ質量分析システム（長期継続契約）一式
(2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
(3) 履行場所
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部科学捜査研究所
- (4) 契約期間
平成30年10月1日から平成37年9月30日までの84か月
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削減があった場合は、この契約を解除する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
(3) 会社更生法（平成14年法律第154

和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の方が平成30年3月5日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年6月15日

福井県知事 西川一誠

役員名 氏名 住 所
理 事 石丸 昌史郎 美浜町山上50-6-2

平成30年6月15日(金)

第2931報 県福井 第2931報 県福井

号)に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理および部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的

に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、サービスおよびメンテナンスに係る体制

が電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請書または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行なうことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県警察本部刑事部企画課刑事
総務係

電話 0776-22-2880(内線4012)

(2) 入札説明書等の交付期間

平成30年6月15日(金)から平成30年6月25日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行なうほか、福井県物品等入札情報サービス

システムで公表する。
システムで公表する。

資格の確認に関する事項
この入札に参加しようとする者は、申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書(別記様式第2号)に、入札参加資格を有することを証明する資料その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に關し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

または入札書の提出を行なう者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書(別記様式第2号)に、入札参加資格を有することを証明する資料その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に關し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

または入札書の提出を行なう者(以下「紙入札者」という。)にあっては、入札説明書(別記様式第2号)に、入札参加資格を有することを証明する資料その他必要と認められる書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に關し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならぬ。

イ 紙入札者
紙入札者

持参または配達記録の残る書留郵便(提出締切日時までに必着)により提出すること。

6 入札書の提出方法、提出期間
(1) 入札書の提出方法
イ 入札書の提出期間
平成30年7月25日(水)午前8時30分から午後4時までの2日間

30分から午後5時までおよび平成30年7月26日(木)午前8時30分から午後4時までの2日間

30分から午後5時までおよび平成30年7月26日(木)午前8時30分から午後4時までの2日間

(1) 申請書等の提出期間
4(2)と同様とする。

(2) 提出先
4(1)と同様とする。

(3) 申請書等の提出方法
ア 電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行なうことができる者

ア 電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行なうことができる者

ア 電子入札システムを使用して送信すること(ただし、入札参加資格確認資料については、申請書等の提出期間内に持参または配達記録の残る書留郵便(提出締切日までに必着)による提出を可能とする。)

福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものとする。

福井県警本部警務部会計課用度

7 開札の日時および場所

(1) 日時 平成30年7月27日(金)午前10時

(2) 場所 福井県福井市大手3丁目17番1号

(3) 入札の方法 福井県警察本部4階 入札室

(4) 落札者の決定 福井県条例第31号

(5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額に100分の8に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)に、契約期間の月数である84を乗じて得た金額をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった月額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定に関する事項

(7) この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

(9) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

(10) その他の規定による。

(11) 入札の無効

(12) 契約書作成の要否

(13) この公告に掲げるもののほか、この入

札に關し必要な事項は、入札説明書等による。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのつとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

乙 なお、上記アの届出を怠ったときは

、物品購入等の契約に係る指名停止措

置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

丙 2に記載する別に知事が行う審査を申

請する時期と場所

丁 申請者の受付時期

未だ日および日曜日を除き、隨時申

請を受け付ける。

戊 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

己 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

庚 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

辛 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

壬 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

癸 申請書の交付場所および提出場所な

らびに申請に関する問合せ先

(2) Delivery place

3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui

prefecture

Forensic science laboratory, Fukui

police headquarter

Date, time of bidding

10:00am, July 27th, 2018

Period of contract

From October 1st, 2018 to September

30th, 2025

Accounting Division, Fukui prefectural

police headquarter

317-1 Ohte, Fukui city, Fukui

prefecture, 910-8515 Japan

TEL 0776-22-2880 (extension 2221)

八代市海水浴場

福井県公安委員会告示第84号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例(平成5年福井県条例第3号。以下「条例」とい

う。)第10条第1項の規定に基づき、遊泳者保護区域を指定するので、条例第12条第

1項の規定により、次のとおり公示する。

平成30年6月15日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

(1) 海水浴場の名称

花城海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

藤田 武

林 友男

小西 秀子

中田 忠造

橋本 小夜子

岩崎 弘志

“ 免鳥町33-3

“ 免鳥町34-6-2

和布町11-42-1

西二ツ屋町1-5

35-5

免鳥町35-5

海水浴場

福井県鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

鷹島海水浴場

海水浴場

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

経田1-313-1

飯塚町29-111

和布町11-42-1

免鳥町33-3

免鳥町34-6-2

西二ツ屋町1-5

和布町11-42-1

免鳥町35-5

海水浴場

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

1日まで

平成30年7月10日から同年8月3

3

ダイヤ浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

ダイヤ浜海水浴場

海水浴場

(5) この公告に掲げるもののほか、この入

mass spectrometry system

内田 都志子

” 浜住町4-23

5

平成30年6月15日(金)

第2931報

県井福

平成30年6月15日(金)

平成30年6月15日(金)

	氏名 菅浜区 区長 川崎 康弘	住所 三方郡美浜町菅浜10-48-6	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 横山 守 住所 敦賀市色浜31-10	平成30年7月1日から同年8月31 日まで
3	ダイヤ浜支配人 繁田 浩司 藤田 勝	大阪市地区赤川1-1-8 三方郡美浜町菅浜92-32	(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は 次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課において一般の縦覧に供する。)。	(1) 海水浴場 矢代海水浴場
4	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 1日まで	平成30年6月1日から同年8月31 日まで	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月7日から同年8月31 日まで	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 菅浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称
5	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 菅浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称	菅浜海水浴場 区長 川崎 康弘	(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は 次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課において一般の縦覧に供する。)。	(1) 海水浴場 矢代海水浴場
6	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 菅浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称	竹波海水浴場 会長 田邊 一裕	(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は 次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課において一般の縦覧に供する。)。	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 竹波海水浴場 (1) 海水浴場の名称
7	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 菅浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称	竹波海水浴場 会長 田邊 一裕	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月1日から同年8月30 日まで	(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は 次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課において一般の縦覧に供する。)。
8	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 丹生白浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称	丹生白浜海水浴場 会長 田邊 一裕	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月1日から同年8月30 日まで	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 丹生白浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称
9	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 田烏海水浴場 (1) 海水浴場の名称	田烏海水浴場 会長 浜家 直澄	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月1日から同年8月31 日まで	(1) 海水浴場の名称 矢代海水浴場
10	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 小浜市田島36-56 会長 浜家 直澄	柴野 富士夫 会長 浜家 直澄	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月1日から同年8月31 日まで	(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は 次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課において一般の縦覧に供する。)。
11	(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 水晶浜海水浴場 (1) 海水浴場の名称	水晶浜海水浴場 会長 田邊 一裕	(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月1日から同年8月31 日まで	(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は 次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課において一般の縦覧に供する。)。

日まで

1 1 阿納海水浴場

(1) 海水浴場の名称

阿納海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

阿納観光協会

会長 浜本 耕一

小浜市阿納9-4

小町 孝雄

” 阿納10-16

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月2

6 日まで

1 2 大熊海水浴場

(1) 海水浴場の名称

大熊海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

大熊観光協会

会長 西川 寿宏

小浜市大熊13-8

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

日まで

1 1 阿納海水浴場

(1) 海水浴場の名称

志積海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

阿納観光協会

会長 西川 徹

小浜市志積15-6

小町 孝雄

” 志積15-7

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

6 日まで

1 2 大熊海水浴場

(1) 海水浴場の名称

大熊海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

大熊観光協会

会長 西川 寿宏

小浜市大手町6-3

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

1 3 志積海水浴場

1 5 人魚の浜海水浴場

(1) 海水浴場の名称

志積海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

人魚の浜海水浴場

会長 松崎 晃治

小浜市

市長 松崎 晃治

小浜市大手町6-3

藤井 研治

” 日吉79

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

6 日まで

1 4 若狭鯉川シーサイドパーク

(1) 海水浴場の名称

若狭鯉川シーサイドパーク

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

小浜市

市長 松崎 晃治

小浜市大手町6-3

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

1 6 若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴

1 6 若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴

(1) 海水浴場の名称

若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

一般社団法人若狭高浜観光協会

会長 大角 一馬

大飯郡高浜町宮崎77-18

組合長 松岡 弘志

白浜海岸組合

勝見 美津子

” 和田20-16-2

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

6 日まで

1 7 福井市加斗56-61-1

(1) 海水浴場の名称

若狭和田・白浜・鳥居浜・城山海水浴

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

一般社団法人若狭高浜観光協会

会長 大角 一馬

大飯郡高浜町宮崎77-18

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は

次の図のとおりとする（「次の図」は省

略し、その図面を福井県警察本部生活安

全部地域課および小浜警察署において一

般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

平成30年7月1日から同年8月31

1 8 志積海水浴場

1 8 志積海水浴場

(1) 海水浴場の名称

志積海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名

住所

若狭和田・田中・志積海水浴場

組合長 十一家 均

” 番11-9-3

岸本 敏弘

” “ 薩能51-30

松岡 明雄

” “ 薩能61-5

山口 仁悦

” “ 薩能54-28

岩瀬 宏二

” “ 宮崎87-14-56

吉本 恒雄

” “ 子生15-15

池田 充宏

” “ 下車持314

島居浜海岸組合

組合長 十一家 均

” “ 番11-9-3

平成30年6月15日(金)

第2931報 県井福

(1) 海水浴場の名称 丸田 晃弘 児玉 久佳 白井 弘明 高浜町 町長 野瀬 豊	" " 宮崎86232 " " 立石183 " " 宮崎72227	子生1213 立石183 宮崎72227
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 はまなすパーク管理組合	組合長 一瀬 昭 えびす浜管理組合	宮崎86232 大飯郡高浜町東三松17-16
(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。)。	組合長 大角 京一 えびす浜管理組合	宮崎86232 大飯郡高浜町東三松17-16
(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月7日から同年8月19日まで	組合長 大角 京一 えびす浜管理組合	宮崎86232 大飯郡高浜町東三松17-16
(1) 海水浴場の名称 若宮海水浴場	日まで	日まで
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 若宮海浜組合 組合長 田宮 豊	若宮海水浴場 大飯郡高浜町若宮1-5-15 高浜町 町長 野瀬 豊	小浜市西小川6-2 西小川9-9 西小川8-17
(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。)。	仲村 工 北村 宗一 瀬戸 清太郎 角谷 幸夫 中島 一男 服部 浩治 村上 美良 川代 宣行	西小川9-21 西小川9-22 西小川9-23 西小川9-15 西小川9-7 西小川9-11
(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月7日から同年8月19日まで	遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。)。	西小川9-11 西小川9-15 西小川9-7 西小川9-11
(1) 海水浴場の名称 難波江海水浴場	日まで	日まで
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 一般社団法人若狭高浜観光協会	難波江海水浴場 大飯郡高浜町宮崎77-1-8 大飯郡高浜町宮崎77-1-8 会長 大角 一馬	難波江37-6-1 難波江37-6-1 福井海区漁業調整委員会 会長 平野 仁彦
(3) 遊泳者保護区域として指定する区域 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする(「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。)。	松田 泰知 大枝 繁雄	大飯郡高浜町宮崎77-1-8 難波江37-6-1 小黒飯53-1
(4) 遊泳者保護区域として指定する期間 平成30年7月7日から同年8月19日まで	日まで	日まで
福井県漁業調整委員会指示第30-3号		
(1) 指示内容 次の点1、2、3および4を順次に結んだ線ならびに1および4を結んだ線によって囲まれた区域ならびに水深200メートル以浅の玄達瀬の海域における操業は禁止する。		
20 西小川海水浴場 (1) 海水浴場の名称 西小川海水浴場		
(2) 海水浴場開設者の氏名および住所 氏名 住所 西小川観光協会		
会長 中山 隆弘 会長 中山 隆弘		
2 北緯36度21. 2分、東経135度 1 北緯36度29. 2分、東経136度 0. 8分の点		
50. 8分の点 3 北緯36度16. 2分、東経135度 53. 8分の点		
4 北緯36度25. 2分、東経136度 3. 8分の点		
第2 指示の有効期間 平成30年6月16日から平成33年6月30日まで		
福井海区漁業調整委員会指示第30-3号 漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域におけるさざえさし網漁業について、次のとおり指示する。		
7条第1項の規定に基づき、動力漁船を使用して行うはえなわ漁業について、次のとおり指示する。		
平成30年6月15日 福井海区漁業調整委員会 会長 平野 仁彦		
第1 指示内容 三枚網(二枚以上の網地を重ねたもの)および目合8. 5センチメートル(2寸8分)未満の一枚網の使用は禁止する。		
第2 指示の有効期間 平成30年7月1日から平成33年6月30日まで		
福井海区漁業調整委員会指示第30-4号 漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、天然魚礁上における固定式さし網漁業および固定式浮はえな		

わ漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成30年6月15日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

第1 指示内容

北緯35度34分44秒、東経135度36分29秒の点を中心とする、半径800メートル以内の高手礁の海域においては、6月1日から6月30日までの間、固定式さし網漁業および固定式浮はえなわ漁業を操業してはならない。

第2 指示の有効期間

平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

福井海区漁業調整委員会指示第30-5号
漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、福井県沖合海域におけるわたりがに(がざみ)の採捕について、次のとおり指示する。

平成30年6月15日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

第1 禁止期間

5月1日から6月30日までの期間は、わたりがに(がざみ)を採捕してはならない。

第2 体長(甲幅)制限

甲幅13センチメートル未満のわたりがに(がざみ)は、採捕してはならない。

第3 指示の有効期間

平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

における総トン数5トン未満の漁船を使用して行うかご漁業の操業について、共同漁業権の漁場内、敦賀湾および小浜湾を除き禁止する。ただし、福井海区漁業調整委員会の承認を受けた船舶を使用して行う場合は、この限りでない。

平成30年6月15日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

第5 制限または条件

承認するにあたっては、次のとおり制限または条件を付する。

(1) 使用するかごの数は、1隻につき200個を超えてはならない。

(2) 漁具の両端には、旗および灯火を設置し、旗には船名と漁業協同組合名を記さなければならぬ。

(3) 区画漁業権の漁場内および定置漁業の保護区域内で操業してはならない。

(4) 第4で規定するかご操業承認区域のうち、別表に定める海域においては、周年操業してはならない。

第6 承認の申請
当該承認を受けようとする者は、所属漁業協同組合長の副申書とともに、申請書を福井海区漁業調整委員会へ提出しなければならない。

第7 承認証の交付
福井海区漁業調整委員会は、当該承認をしたときには、承認証を交付するものとする。

第8 承認証の携帯義務
当該承認を受けた者が、当該漁業の操業をしようとするときは、前項の承認証を自ら携帯しなければならない。

第9 操業実績の報告義務
承認を受けた者は、下記の操業実績報告書を福井海区漁業調整委員会に報告しなければならない。

と丹生郡干飯崎突端を結ぶ線との交点。日(平成30年6月30日)において、福井生郡越前岬突端から西1.5海里の点を結ぶ線との交点。

(4) 前号後段の線と三方郡常神崎突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点を結ぶ線との交点。

(5) 前号後段の線を北に延長した線と第2号後段の線との交点。

(6) 坂井市安島崎突端から西3海里の点。

(7) 石川県羽咋市滝崎突端。

なお、この指示の有効期間の開始日の前日(平成30年6月30日)において、福井海区漁業調整委員会指示第27-9号による承認を受けている者は、次の操業実績報告書を福井海区漁業調整委員会に報告することとする。

(1) 操業承認期間終了後1ヶ月以内に所属漁業協同組合長の証明を付記した操業実績報告書を提出するものとする。

(2) 操業実績のない場合は、その事由を付した書面を操業承認期間終了後1ヶ月以内に提出するものとする。

第10 指摘事項の遵守
当該承認を受けた者は、前各項に定めるもののほか、福井海区漁業調整委員会が必要と認めて指摘したときは、その指摘事項に従わなければならない。

第11 申請書類等の様式
申請に必要な書類等の様式は、福井海区漁業調整委員会が別に定める。

第12 指示の有効期間
平成30年7月1日から平成33年6月30日まで

第5(4)別表

区 域
北緯35度48.3分、東経136度0.2分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域
北緯35度43.2分、東経135度5.3分の点を中心とした半径1.00メートル以内の大グリの海域
北緯35度44.4分、東経135度8.00メートル以内の高手礁の海域

福井海区漁業調整委員会告示

福井海区漁業調整委員会告示第3号

昭和55年8月11日付け委員会指示第2号は、平成30年6月15日をもって廃止する。

平成30年6月15日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

福井海区漁業調整委員会告示第4号

福井海区漁業調整委員会指示第30-6号
(平成30年6月15日) 第11の規定に基づく様式は、次のとおりとする。

平成30年6月15日

福井海区漁業調整委員会

会長 平野 仁彦

かご漁業
承認事務様式集

福井海区漁業調整委員会

第6項関係 様式

副 申 書

第6項関係 様式

か、ご 漁業 承認 申請 書

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員会会長様

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員会会長様

住所
漁業協同組合名
代表理事組合長名
印

住所
氏名

印

下記によりかご漁業の承認を受けたいので、申請します。

下記漁船があなごか、ご漁業の承認を受けることについては、当組合において他種漁業に支障がないので、ご承認下さるようお願い申し上げます。

記

1. 漁業種類
2. 操業区域
3. 漁獲物の種類
4. 操業期間
5. 漁業根拠地
6. 漁具の種類、規模および数
7. 使用する船舶
- (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類および馬力数
3. 申請者住所
氏名
- 記

平成30年6月15日(金)

福井県報第2931号

第7項関係 様式 表面

漁調委かご第 号

力 <small>ハ</small> ゴ <small>シ</small> 漁業承認証	
住所 氏名	
1 漁業種類 あ な ご か ご 漁業	
2 操業区域 裏 面 記 載 の と オ リ	
3 操業期間 3月1日から6月30日まで	
4 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類および馬力数	
5 承認の有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
6 制限または条件 (1) 使用するかごの数は、1隻につき200個を超えてはならない。 (2) 漁具の両端には、旗および灯火を設置し、旗には船名と漁業協同組合名を記さなければならない。 (3) 区画漁業権の漁場内および定置漁業の保護区域内で操業してはならない。 (4) 操業区域のうち、別表に定める海域においては、周年操業してはならぬ。	

第7項関係 様式 裏面

操業承認区域

福井県と石川県との陸岸における境界点から真方位315度の線と、大飯郡高浜町甲崎突端から真方位0度の線との両線間であって、次の各号を順次に結ぶ線と陸岸との間の海域。

ただし、坂井市三国町宿福井港三国防波堤突端中心点、同点から真方位290度1,000メートルの点、福井市西畠町大輪葉地先に設置した標柱から真方位320度1,000メートルの点および同標柱の各点を順次に結んだ線と陸岸によって囲まれた海域を除く。

- (1) 京都府舞鶴市沖の島北端
- (2) 前号の点と三方上中郡常神崎突端を結ぶ線と、大飯郡鍋崎突端と坂井市安島崎突端から西（真方位、以下同じ）3海里の点を結ぶ線との交点
- (3) 前号後段の線と、大飯郡今戸の鼻突端と丹生郡千飯崎突端を結ぶ線との交点
- (4) 前号後段の線と三方上中郡常神崎突端と丹生郡越前岬突端から西1.5海里の点を結ぶ線との交点
- (5) 前号後段の線を北に延長した線と第2号後段の線との交点
- (6) 坂井市安島崎突端から西3海里の点
- (7) 石川県羽咋市滻崎突端

別 表

区 域
北緯35度48.3分、東経136度0.2分の点を中心とした半径500メートル以内のトーグリの海域
北緯35度43.2分、東経135度53.2分の点を中心とした半径1,000メートル以内の大ダリの海域
北緯35度34分44秒、東経135度36分29秒の点を中心とする、半径800メートル以内の高手礁の海域

平成 年 月 日

福井海区漁業調整委員会 会長

印

第9項關係 樣式

あなごかご漁業操業実績報告書

福井海区漁業調整委員会会長 様

平成 年 月 日

(組合名)

(代表理事組合長名) 印

下記のとおり、操業実績のあったことを認め、福井海区漁業調整委員会指示第30-6号第9項の規定に基づき報告します。

平成三十一年六月十五日発印

行刷

印刷人 発行人

〒九一〇一八五八〇
九一〇一八五八〇

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井市手寄一丁目十五二十七番

(株)竹下印刷所

☎ 0292-22211番